



官報電子化について



令和 5 年 3 月
内 閣 府

◆ 一般的な意義

国の公文書その他公示事項を登載し周知させるための機関紙。【学陽書房『法令用語辞典第10次改訂版』】

◆ 創刊

明治16年（1883年）7月2日（**140年の歴史**）。

◆ 関係機関

- **内閣府**が「官報（略）に関すること」を所掌（内閣府設置法第4条第3項第37号）。
- **（独）国立印刷局**が、内閣府との委託契約に基づき、官報の編集、印刷、普及等の業務を実施。

◆ 発行形態及び製品種別

- 休日を除き**毎日発行**。本紙、号外、政府調達公告版等の製品種別がある。
- 休日や勤務時間外でも、内閣府から国立印刷局への指示に基づき**特別号外**が発行。
（例）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に関する公示 等

◆ 発行時間

- 通常、**国立印刷局本局（虎ノ門）等において、発行日午前8：30に掲示（官報の発行時刻）**。
発行前日の夕刻までに全国に発送され、発行日午前中から全国48か所の官報販売所で販売。
- ただし、**特別号外の場合**、例えば、**発行日夕刻に国立印刷局本局等に掲示**された後、全国に向けた発送の準備が行われ、発行日翌々日から全国の官報販売所で販売。

※いずれの場合も、官報の**掲示時刻（発行時刻）**と同時刻に、「**インターネット版官報**」が配信。

◆ 官報の掲載事項は、官報及び法令全書に関する内閣府令で規定。

○官報及び法令全書に関する内閣府令（昭和二十四年総理府・大蔵省令第一号）
（官報）

第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。

◆ 官報の掲載事項は、公布又は公示・公告に分類することができる。

	意義【※】	官報の掲載事項の例
公布	成立した成文の法を公表して一般国民が知ることのできる状態におくことをいう。	憲法改正、法律、条約、最高裁判所規則、法律に基づく命令（告示を含む。）
公示	一定の事柄を周知させるために発表し、公衆がこれを知ることのできる状態におくことをいう。	詔書、訓令、告示（上段の告示以外）、国会事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項
公告	ある事柄を広く一般の人に知らせることをいう。その方法、効力等は一律ではなく、その目的も種々である。	公告 （各省庁等公告、裁判所公告、会社その他の公告）

【※】学陽書房『法令用語辞典第10次改訂版』より抜粋

- ◆ 官報は創刊以来、公布及び公示・公告の手段としての基本的機能を維持しつつ、社会の要請に対応し、構成や提供方法を変化させてきている。
- ◆ 現在では、専ら公布及び公示・公告の手段としての役割を担っている。

年月日	事項
明治16年(1883年)7月2日	官報第1号発行
昭和21年(1946年)4月	官報英訳版発行(1952年4月に廃止)
昭和22年(1947年)5月	日本国憲法施行、「公式令」(勅令)廃止 ▶ 官報が法令の公布の手段であることについて制定法上の根拠を失う。
昭和28年(1953年)7月	官報付録「資料版」発行(2000年3月に廃止) ▶ 政府の広報の位置付けとして、官庁資料(統計資料や解説等)を掲載。
昭和32年(1957年)12月	官報の位置付けに係る最高裁判例 ▶ 「公式令廃止後の実際の取扱いとしては、法令の公布は従前通り官報によってなされて来て」おり、「特に国家がこれに代わる他の適当な方法をもって法令の公布を行うものであることが明らかでない限りは、法令の公布は従前通り、官報をもってせられるものと解するのが相当」。
昭和48年(1973年)4月	官報に「法令のあらまし」欄を新設
平成6年(1994年)6月	官報号外「政府調達公告版」発行
平成11年(1999年)11月 平成13年(2001年)9月	「インターネット版官報」配信開始 「官報情報検索サービス」提供開始 ▶ 個人情報に配慮しながら、公開期間延長、改ざん防止等の改善を順次実施。
令和5年(2023年)7月	官報創刊140周年

官報の法的根拠（公布の手段として）

- ◆ 「公式令」廃止後、法令一般の公布を官報をもって行う根拠となる制定法は存在しないが、公布は官報をもって行うことが慣行となっている。
- 明治憲法下においては、「公式令」（勅令）において、憲法改正、法律、勅令、条約等について官報をもって公布することが規定されていた。
 - 公式令（明治40年勅令第6号）第12条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス
- 「公式令」が、昭和22年5月の日本国憲法の施行に伴い廃止されて以降、法令一般の公布を官報をもって行う根拠となる制定法は存在しない。
- 「公式令廃止後の公文の方式等に関する件」（昭和22年5月1日次官会議了解）により、事実上「公式令」の規定に沿った形で、法令の公布については、官報をもって行うことが慣行となっている。
 - 「公式令廃止後の公文の方式等に関する件」（昭和22年5月1日次官会議了解）
五 法令その他公文の公布は、従前の通り官報を以てすること。

<参考>昭和33年『官報創刊75周年記念特集』への佐藤功 成蹊大学教授（当時）の寄稿

「（略）旧憲法の下では公式令があつて法令その他の公布は官報によることが定められていた。いわば官報の根拠法である。ところがこの公式令は新憲法施行と同時に廃止され、しかもこれに代る法律はいまだに存在していない。」

「（略）国によつては憲法自身の中に規定されている官報による公布の制度が法律でも規定されていないというのはやはり立法の欠陥であるように思われる。」

官報に関連する判例

- ◆ 法令の公布は官報をもって行われることや、法令の公布の時点について判示した最高裁判例がある。

- 政令第201号違反教唆事件（最大判昭和32年12月28日）＜法令公布の方法＞
（判決要旨）

法令の公布は、特に国家がこれに代わる他の適当な方法をもって法令の公布を行うものであることが明らかな場合でない限りは、「公式令」廃止後も官報をもってなされるものと解するのが相当である。

- 覚せい剤取締法違反事件（最大判昭和33年10月15日）＜法令公布の時期＞
（判決要旨）

法令を官報により公布する場合において、おそくとも、当該法令を掲載した官報を一般の希望者が閲覧し又は購入しようとするればそれをなし得た最初の場所におけるその最初の時点（印刷局官報課又は東京都官報販売所において一般の希望者に官報を閲覧せしめ又は一部売する時点：午前8時30分）までには、「一般国民の知り得べき状態に置かれ」たもの、すなわち公布されたものと解すべきである。

官報をめぐる現代的課題

- ◆ 官報の原本は慣習で紙媒体とされている。1999年から（独）国立印刷局は「インターネット版官報」を配信しているが、その位置付けはあくまでも「官報の附属物」であり、紙媒体と同じ扱いではない。



インターネット版官報（無料）
(<https://kanpou.npb.go.jp/>)

- 官報の発行形態についての定めは特に存在しないが、官報は創刊時から140年にわたり、紙の印刷物として発行され続けている。
- 官報による公布及び公示・公告は、紙の印刷物である官報の掲示又は販売を行うことによって法的効力を生じている。
- 「インターネット版官報」については、紙の官報と同等の、法令や政府情報等の公的な伝達手段としての権威付けが存在しない。

※ 第159回国会-参議院法務委員会（平成16年4月20日）における房村法務省民事局長答弁

「（前略）原本の官報というのは紙の官報であるということは従来どおりでございまして、電子官報が紙の官報と離れて独立に官報としての法的な性質を持つということはないとされております。したがって、電子官報は紙の官報の附属物と、こういう理解がされております。」

デジタル臨時行政調査会の動き

- ◆ デジタル臨時行政調査会（会長：内閣総理大臣）においては、「官報の電子化」が我が国のデジタル化にとって象徴的な取組であるとされた。

●岸田総理発言（令和4年12月21日第6回デジタル臨時行政調査会）

今回、新たに官報の電子化についても方針が決定をいたしました。明治16年以来、紙で発行されてきた官報を電子化し、国民の方々がより迅速に法令等の情報にアクセスできるようになる、我が国のデジタル化にとって象徴的な取組です。

まず、来年1月にも行政手続における紙の官報の提出を不要にします。その上で、将来的に紙の官報を廃止することを念頭に論点整理を行い、できるだけ早期に電子官報の制度を確立するための法案を国会に提出するなどの取組を進めていきます。

<デジタル臨時行政調査会からのミッション>

改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に。

→令和5年1月27日に対応済み（閣議了解）

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付ける。

→令和5年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出

電子官報の実現

- ◆ 明治以来紙で発行されてきた官報を電子化。
- ◆ 法令公布の手段でもある官報の電子化は法制分野のDXの基盤に。

※1999年から「インターネット版官報」で官報情報を配信。他方、官報の発行に関する法律上の規定は存在しない。

経済界要望

- 官報の原本が慣習で紙媒体とされており、行政手続における書面の廃止やデータの再利用ができない
※商業登記法等で公告をしたことを証する書面として紙の官報を提出させている規定が12法律のほか政省令等に存在。会社等の登記申請の際は年間約13,500件から14,500件程度、紙の官報が提出されている。（内閣府調べ）

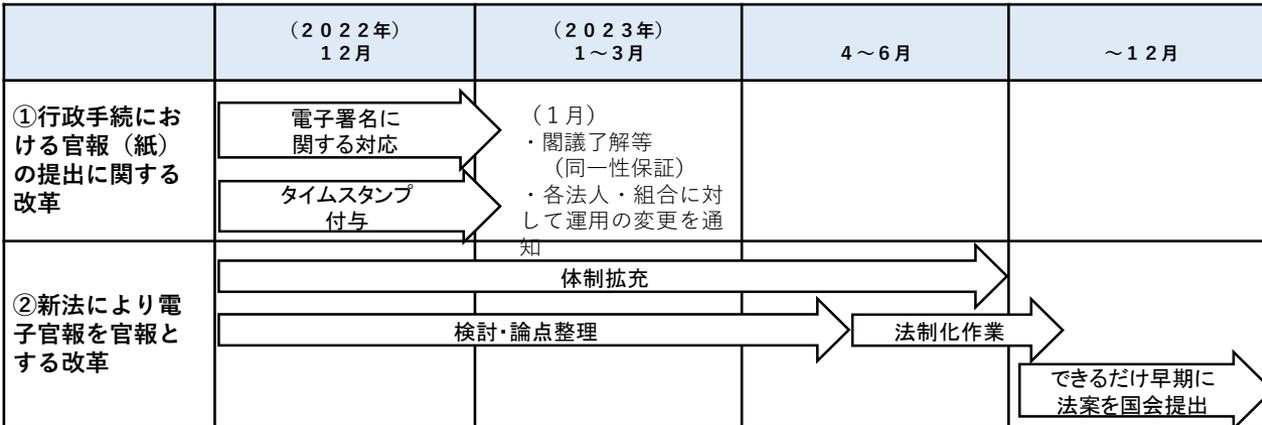
改革①：行政手続における官報（紙）の提出を不要に

- セキュリティ強化等を行い、閣議了解等により官報（紙）と「インターネット版官報」の同一性を保証
- 官報（紙）の書面添付を義務づけている行政手続（12法律等で規定）の運用を見直し

改革②：官報の発行に関する新法により電子官報を官報の正本として位置付け

- 内閣府において官報の発行に関する新法の立案作業を担う体制を構築し、検討を開始。年央までに検討・論点整理を終え、できるだけ早期に法案を国会に提出し、電子官報を官報の正本として位置付け。

◆官報電子化実現に向けた工程の概要



※その他、「インターネット版官報」の改善（一覧性のある目次付与、検索性の向上等）を実施

◆諸外国（いわゆる大陸法系諸国等）の

状況 EU 	法律へのアクセスの容易化、コスト削減、迅速な出版の保証を意図して、2013年に欧州委員会規則によりEU官報(電子)が正本に。
フランス 	ペーパーレス化法によって2016年に官報の紙出版は終了し、電子版のみを公開提供することに。
ドイツ 	本年12月、連邦法令官報の電子版を正本とすること等を内容とする改正法案が成立。

(出典) 株式会社ぎょうせい調査、国立印刷局調査等

改革①の検討（実施済み）

◆ 行政手続における「インターネット版官報」の活用に係る閣議了解（令和5年1月27日）

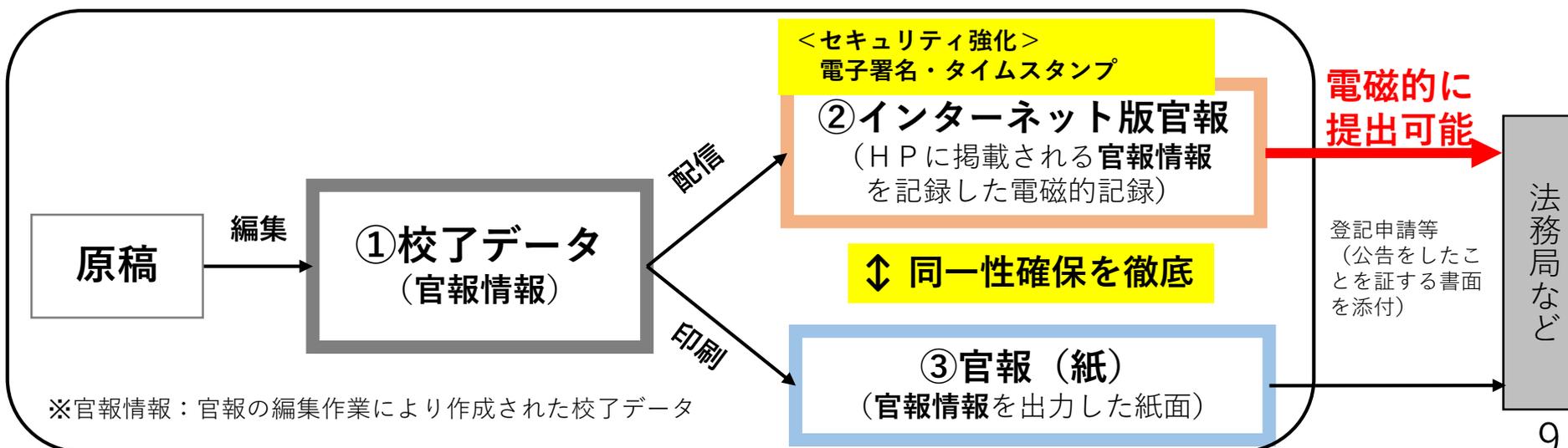
<改革前>

- 「インターネット版官報」については、紙の官報と同等の権威付けが存在しない。
- このため、商業登記法などに基づき「公告をしたことを証する書面」の提出を求める手続においては、官報（紙）の提出のみが可能で、インターネット版官報の提出は認められていない（年間14,000件程度）。
→「紙媒体でしか提出できない運用（郵送等での受付）は不便」との経済界からの声。

見直し

- 閣議了解により、官報（紙）とインターネット版官報の同一性確保を徹底（セキュリティ強化等）。
- 登記申請等においてインターネット版官報の提出が認められ（注）、電磁的手続のみで完結。

（注）法務省（法務局）の受付システムの運用を見直すとともに、登記申請をする法人に対して各所管省庁から通知。



- ◆ 電子官報（「インターネット版官報」）を「正本」として位置付けるため、官報に関する事務を所掌する内閣府大臣官房総務課において、関係省庁の協力を得つつ、官報の発行に関する新法の検討を開始。

基本的な考え方

<現状>

官報に関する法律は存在しないところ、これまでの行政実務等の積み重ねにより、①官報は紙の印刷物であること、②法令の公布は官報への掲載をもって行われること、は現時点において**慣習法**と解されている。

近年のデジタル化の進展への対応、デジタル社会形成

「官報電子化」

- 上記①の慣習法を変更し、官報の発行を電磁的方法により行うこと、法令の公布を当該官報により行うことについて、法定することが必要。
→ **官報の発行に関する新法（成文法）の制定**
- 官報掲載事項については、これまで積み重ねられてきた行政実務等を成文化することを基本。

官報発行に係る法的安定性の確保、国民の利便性の向上、発行業務の効率化

- ◆ 検討における法制的・実務的な課題や論点について、各界の学識経験者に御議論いただき、新法立案作業に生かす。
- ◆ 有識者会議においては、実務関係者（関係府省庁、関係団体等）からヒアリングを実施し、幅広く御議論をいただく。

官報電子化検討会議 [内閣官房長官決定により内閣府において開催]

- 開催趣旨
 - 官報の電子化に当たり、法制的・実務的な課題や論点について、各界の学識経験者に御議論をいただき、今後、内閣府において行う官報の発行に関する新法の立案作業に資すること等を目的。
- 構成員
 - 学識経験者5名（憲法・情報法、行政法、民事手続法、商法、情報通信技術）。
 - 関係府省庁等の行政実務担当者の参加を依頼。
- 主な議題
 - 電子化に向けた諸論点についての議論・ヒアリング など
- スケジュール
 - 3月14日に第1回会議を開催（合計6回程度）。
 - 法制化作業に要する時間を考慮し、6月末頃までの取りまとめを目指す。

參考資料集

< 参照条文① > 所掌事務に関するもの

内閣府設置法（平成11年法律第89号）（抄）

（所掌事務）

第四条 1・2（略）

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十七 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関すること。

独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）（抄）

（印刷局の目的）

第三条（略）

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

（業務の範囲）

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。

2・3（略）

（緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請）

第二十条（略）

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項第三十七号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務（同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。）に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

< 参照条文② >

掲載事項等に関するもの

官報及び法令全書に関する内閣府令 (昭和24年総理府・大蔵省令第1号) (抄)

(官報)

第一条 官報は、憲法改正、詔書、法律、政令、条約、内閣官房令、内閣府令、デジタル庁令、省令、規則、庁令、訓令、告示、国会事項、裁判所事項、人事異動、叙位・叙勲、褒賞、皇室事項、官庁報告、資料、地方自治事項及び公告等を掲載するものとする。

官報の編集について (昭和48年3月12日事務次官等会議申合せ 令和3年8月27日最終改正) (抄)

1. 掲載する事項及びその内容

官報に掲載する事項及びその内容は、別紙のとおりとする。

2. 掲載の形式

形式は次のとおりとする。

- (1) 紙面の大きさは、日本産業規格A4判とすること。
- (2) 題字(「官報」)は、第1頁右上部に掲載し、地紋を入れること。
- (3) 奥付は、題字の下に掲載すること。
- (4) 掲載事項の目次及び法令のあらましは、原則として第1頁に掲載し、本文は、次頁から掲載すること。
- (5) 本文の組み形式は、原則として4段組みまでとし、各段ごとに横けいを入れること。
- (6) 本文の文字は、8ポイント活字を使用すること。
- (7) 広告は、原則として公告を掲載した後に掲載すること。
- (8) 正誤は、原則として最終頁に掲載すること

別紙：官報の掲載事項及びその内容

掲 載 事 項	掲 載 内 容
1 憲 法 改 正	
2 詔 書	1 国会召集 2 衆議院解散 3 衆議院議員総選挙施行 4 参議院議員通常選挙施行
3 法 律	
4 政 令	
5 条 約	外国文の併載
6 最高裁規則	最高裁判所規則
…略…	…略…
19 地方自治事項	
20 公 告	1 各省庁の公告 2 裁判所の公告 3 特殊法人等の公告 4 地方公共団体の公告 5 会社その他の公告

(参考) EU、フランス、ドイツにおける官報電子化の状況

	EU	フランス	ドイツ
官報	欧州連合官報 (The Official Journal of the European Union : OJ)	フランス共和国官報 (Journal officiel de la République française : JORF)	連邦法令公報 (※) (Bundesgesetzblatt : BGBL)
発行機関	EU出版局 (The Publication Office of the European Union)	首相府法令行政情報局 (Direction de l'information légale et administrative, Services du Premier Ministre)	連邦司法省 (Bundesministerium der Justiz)
媒体	<ul style="list-style-type: none"> ●2013年から電子版が正本に。 ●Webサイト「EUR-Lex」(EUの公式法令データベース)において提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ●2016年から電子版が正本に。 ●Webサイト「Légifrance」において提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ●2023年から電子版が正本に。 ●Webサイト「recht.bund.de」において提供。
電子化に係る立法事実	<ul style="list-style-type: none"> ●EU法へのアクセスがより迅速かつ経済的に。 ●デジタル市場の発展に繋がり、経済的・社会的な便益も向上。 ●法的確実性 (legal certainty) の向上。 ≪法案概説説明資料、規則制定文より≫	<ul style="list-style-type: none"> ●アクセシビリティの向上。 ●資源の節約。 ●紙版の購読者数の大幅かつ継続的な減少。 ≪Par M. Alain ANZIANI上院議員提出法案調査資料(2015/10/7)より≫	<ul style="list-style-type: none"> ●官報刊行プロセスの迅速化。 ●官報情報へのアクセス向上。 ●資源の節約。 ≪法令及び告示の公布に関する法案説明資料より≫

※ドイツでは、法律・法規命令等を掲載する「連邦法令公報」のほか、告示・公告等の掲載媒体として「連邦官報 (Bundesanzeiger : Banz)」が別に存在。連邦官報は2014年に既に電子化。

≪出典≫ 諸外国の法制事務のデジタル化に関する先行事例の調査・研究 (株式会社ぎょうせい/デジタル庁委託)、各国政府・機関HP等を基に内閣府において作成。

	EU	フランス	ドイツ
官報関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ●EU理事会規則「欧州連合官報の電子的刊行について (Council Regulation (EU) No 216/2013 of 7 March 2013 on the electronic publication of the Official Journal of the European Union) 	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆と行政の関係に関する法典 (Code des relations entre le public et l'administration) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ドイツ連邦基本法 (des Grundgesetzes für die Bundesrepublik Deutschland) ●法令及び告示の公布に関する法律 (Gesetz über die Verkündung von Gesetzen und Rechtsverordnungen und über Bekanntmachungen)
電子版の効力	<ul style="list-style-type: none"> ●EU官報は電子版で提供される。 ●電子版のみが真正であり、法的効力を有する。 《規則第1条》 	<ul style="list-style-type: none"> ●法律等は官報に掲載される。 ●官報は、電子形式で無期限に無料で提供される。 《法律部第221-9条、第221-10条》 	<ul style="list-style-type: none"> ●「連邦法令公報」は電子形式で提供することができる。 《ドイツ連邦基本法第82条》 ●「連邦法令公報」は連邦司法省がWebサイトで提供する。 《法律第2条》
紙官報の扱い	(下記参照)	<ul style="list-style-type: none"> ●掲載事項について紙面での入手を求める旨の請求があった場合には、行政は対象箇所を送付 《法律部第221-10条 等》 	(下記参照)
電子版が発行できない場合の代替手段	<ul style="list-style-type: none"> ●電子版を発行することができない場合、EU出版局が発行する紙版のみが真正であり、法的効力を有する。 《規則第3条》 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●「連邦法令公報」が長期間Webで公開出来ない場合、「連邦官報」のWebで公開。 ●「連邦官報」のWebでも公開できない場合は、紙で発行。 《法律第8条》
公開期間	無期限（閲覧は無料）《規則第2条》	無期限（閲覧は無料）	無期限（閲覧は無料） 《法律第2条、第4条》
保存機関及び保存期間	保存機関：EU出版局 保存期間：規定なし 《規則第4条》	—	保存機関：電子中間書庫 （※連邦公文書館にて設置） 保存期間：無期限 《法律第17条》
セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ●規則（EU）No 910/2014に適合する電子署名又はe-シールを付与。 《規則第2条》 	—	<ul style="list-style-type: none"> ●規則（EU）No 910/2014に適合するe-シールを付与。 《法律第7条》

官報の利用状況

(独) 国立印刷局作成資料

(令和3年度平均)

- ◆ 官報定期購読部数 約6,200部/月
- ◆ インターネット版「官報」(無料) 約529,000回/月
アクセス数
- ◆ 官報情報検索サービス会員数(有料) 約11,300件/月
約169,000回/月
アクセス数



各種料金等

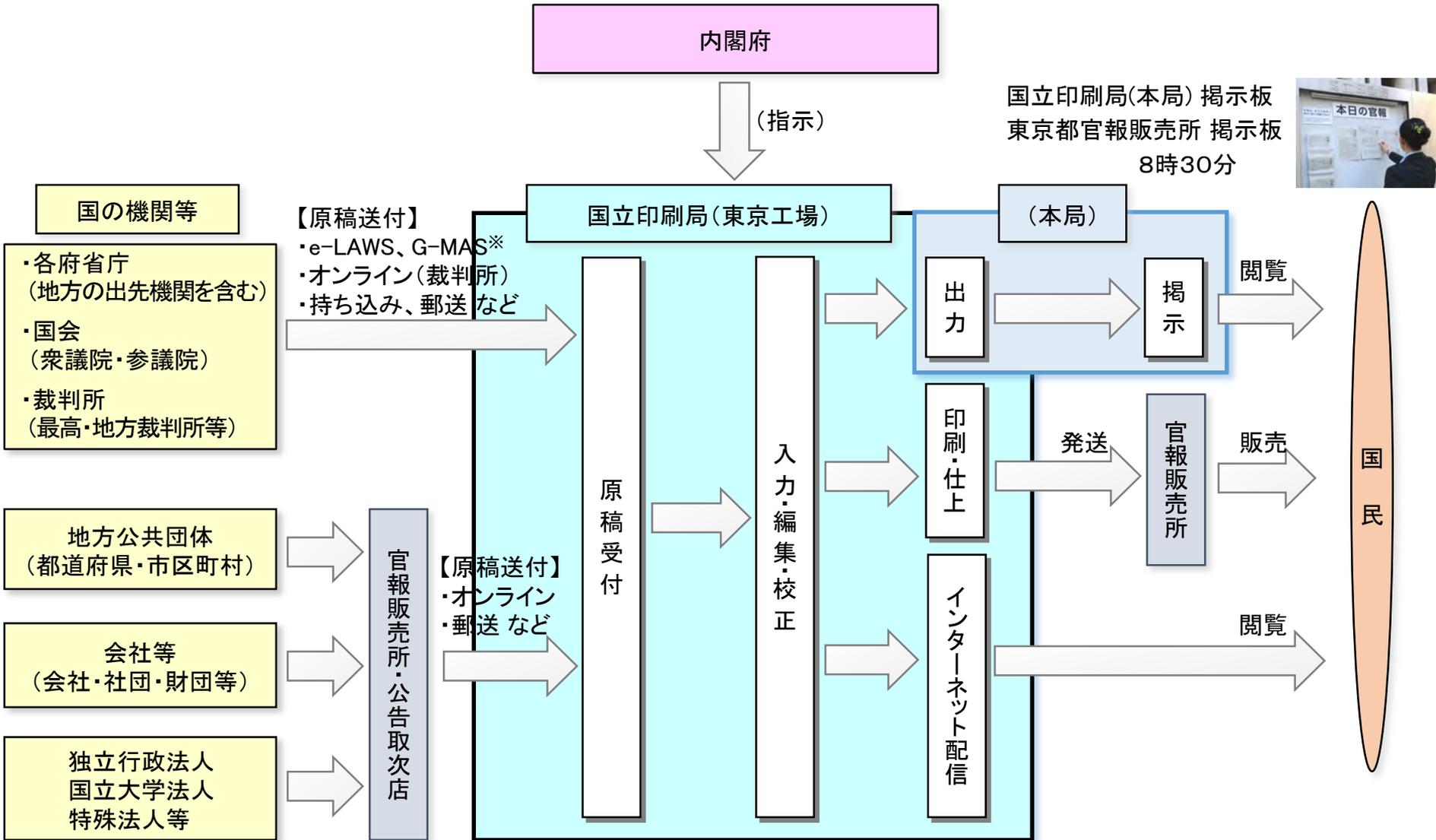
(独) 国立印刷局作成資料

官報に関するサービスは、民間と比較しても利用しやすい価格で提供している。官報の購読料金及び公告料金を変更する場合は、内閣府の承認が必要となる（委託契約書 第8条）。

(税込)

1 官報定期購読料金	1,641円/月	(配送料は別途2,200円)
2 官報情報検索サービス (有料)		
	<u>利用料金</u>	<u>会員数</u> (令和3年度平均)
◇ Aコース：定期購読＋日付検索	無 料	約860件
◇ Bコース：定期購読＋日付検索＋記事検索	528円/月	約2,500件
◇ Cコース：日付検索	1,672円/月	約110件
◇ Dコース：日付検索＋記事検索	2,200円/月	約8,700件
3 公広告料金		
◇ 官庁公告	847円/行	
◇ 特殊法人、地方公共団体	1,059円/行	
◇ 裁判所公告 (掲載事項毎に設定)		
(例) 破産手続開始	10,683円/件	
◇ 会社公告	3,589円/行	
◇ 梓付公告	37,165円/梓	(2.9cm × 6.1cm)

官報発行の全体スキーム



※ e-LAWS: 法制執務業務支援システム(e-Legislative Activity and Work Support System)、デジタル庁所管
G-MAS: 省庁用官報原稿オンライン受付システム(Gazette Manuscript Acceptance System)、国立印刷局所管